

医療法人 阪南会 天の川病院 面会規定

（目的）

第1条 この規定は医療法人 阪南会 天の川病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者の精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上を図り、また患者および院内の安全を確保することを目的とする。

（面会時間）

第2条 入院患者に面会することができる時間は13時～20時まで（病棟の入浴日【2階は月・木、3・4階は火・金】は17時00分～20時まで）とし、入院患者1名に対する面会時間は30分までとする。ただし、病状やその他の事情により当該入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

（面会場所）

第3条 入院患者の病室内（多床室ではベッドサイド）とする。病状によっては渡り廊下、談話室でも可能。

（面会人数）

第4条 1回の面会につき2名までとする。入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

（面会方法）

第5条 病院受付に設置した面会簿に日時、患者氏名、面会者氏名、連絡先、体温を記載し、面会簿を面会簿入れに入れ、面会者証を首にかけ病室に入る。面会終了時には面会者証を回収BOXに返却する。

（面会の条件）

第6条 面会者は不織布マスクを装着し、病室への入室前後に手指衛生（手指消毒。または手洗い）を行う。

- 2 面会者に発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等）がない。
- 3 面会者は原則中学生以上とする。

（面会者の遵守事項）

第7条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- 2 入院患者に面会する者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - （1）酒気を帯びて面会すること。
 - （2）面会中に喫煙すること。
 - （3）幼児（未就学児）を伴って面会すること。
 - （4）患者・面会者ともに病棟・病室で飲食をすること。
 - （5）食べ物・生花を持ち込むこと。
- 3 病院は、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると認めたときは、直ちにその面会を中止させることができる。

（面会の制限）

第8条 入院患者が感染症を発症、または、発症者と同室（濃厚接触者）であった場合。

- 2 入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
- 3 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。
- 4 病棟で面会制限が発生した場合は、病院事務所より入院患者の第一連絡先に電話で伝える。

（周知方法）

第9条 本規定は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- （1）入院時の説明
- （2）院内掲示
- （3）病院ホームページ掲載

附則

この規定は、2026年5月1日から施行する。

・2026年10月1日一部改正